

(様式第9号)

登録取消通知書

第 号
年 月 日

(法人の名称)

(代表者氏名)

殿

堺市長

堺市マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第8条第1項の規定により、以下の理由により、マンション管理適正化支援法人の登録を取消します。

記

登録取消年月日	年 月 日
登録取消の理由	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(当該決定があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該決定があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。